

福島県 双葉町役場 埼玉支所

・ 双葉町民避難所

調査報告書

(住所：埼玉県加須市騎西 598-1 旧埼玉県立騎西高校内)

2012年12月～2013年2月

特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ

110-0005 東京都台東区上野 5-3-4 クリエイティブ One 秋葉原ビル 7F

電話：03-3835-2110 FAX：03-3834-1025

info@hrn.or.jp <http://hrn.or.jp/>

※この報告書は『平成24年度日本郵便の年賀寄付金「東日本大震災特別枠」』の助成を受けて調査・製作しました

目次

I	はじめに	p.3
II	双葉町と騎西高校への避難者を取り巻く概況	p.4
	1 双葉町について	p.4
	2 (旧) 埼玉県立騎西高等学校	p.5
III	避難所の状況	p.8
IV	住民の方との面談	p.9
	1 今一番困っていること 将来の見通しが立たない	p.9
	2 補償の遅延と日々の生活の困難、食生活	p.10
	3 家族との別居	p.10
	4 避難した当初の苦労	p.11
	5 今後の生活の見通し・国・東京電力に求めたいこと	p.12
V	双葉町長からの事情聞き取り	p.14
	1 避難者の状況、健康状態、健康検査について	p.14
	2 チェルノブイリ基準による救済について	p.16
	3 中間貯蔵施設について	p.19
	4 町長に対する不信任案の件について	p.22
	5 事故原因の究明について	p.22
	6 国への要望	p.23
VI	東京電力による賠償の状況	p.25
VII	現地調査後に調査・判明・展開した事実	p.26
	1 仮の町、中間貯蔵施設について	p.26
	2 中間貯蔵施設に関する環境アセスメント等について	p.28
	3 双葉町長の去就について	p.28
VII	まとめと勧告	p.29

I はじめに

東京に本拠を置く国際人権NGOヒューマンライツ・ナウは、2012年12月25日、原発事故に伴い避難指示を受けて住み慣れた故郷から避難し、現在は埼玉県騎西高校において避難生活を送っている双葉町の避難住民および双葉町長を訪ねて、町を取り巻く現状と、避難生活の実情について調査を行った。

東日本大震災と福島第一原発事故から1年8カ月以上が経過し、多くの周辺住民が未だ先の見えない避難生活を送っている。

そうしたなかでも、多くの人々が仮設住宅や民間の借り上げ住宅に住居を移しているのに、騎西高校には未だ避難所生活を送っている方々が140人以上もいる、という点でその深刻さは特筆すべきものがある。

賠償交渉も長期化し、政府等から再定住先の提供等の施策も実施されないまま、避難者の方々は極めて不安定で、自立が困難な状況に置かれていた。

未だに避難所生活を送っている騎西高校の方々の置かれた状況は深刻であるが、同時に、他に何らかの有効な選択肢が与えられていないことが浮き彫りになった。

双葉町からの避難者は全国に拡散して生活されており、本来、騎西高校の避難者や双葉町埼玉支所の職員等の声と併せて、他の場所に避難された方々からも事情をお聞きする機会を持つことが望ましいのは言うまでもない。

しかしながら、今回、騎西高校に避難している避難者の方々の実情が深刻であり、救済が待たなしである状況に、また井戸川町長の去就をめぐり、大きな動きがあったこと¹、「仮の町」や中間貯蔵施設等の課題が重要であることを考慮し、今回の調査に限定した調査報告書を公表することとした。

今回、調査にご協力をいただいた方々に感謝申し上げたい。

ヒューマンライツ・ナウは、今後も、避難生活を送る方々の実情等を多面的に調査していく予定である。

調査日時	2012年12月25日
調査場所	(旧) 埼玉県立騎西高等学校 所在地 埼玉県北埼玉郡騎西町大字騎西598番地1号
調査事項	埼玉県立騎西高等学校および双葉町役場の概況の確認 避難者からの事情聞き取り 井戸川双葉町長からの事情聞き取り

¹井戸川町長は今回の調査後辞職し、現在は失職しているが、本調査当時町長であったことから、本報告書では「町長」として記載する。

II 双葉町と騎西高校への避難者を取り巻く概況

1 双葉町について

(1) 双葉町は、福島県浜通り中部にある町で、双葉郡に属する。

1896 年以前は標葉郡に属する地域であり、元々は新山町（しんざんまち）と長塚村（ながつかむら）であったが、これら 2 つが 1951 年に合併して標葉町（しねはまち）となり、その標葉町が 1956 年に改名して双葉町となった。²



(2) 双葉町には、福島第一原子力発電所（東京電力）の 5 号機と 6 号機が立地している。

（1 号機から 4 号機は隣接する大熊町に立地している。）福島第一原子力発電所から町の中心部までは約 4km である。

(3) 双葉町は、2011 年 3 月 11 日の東日本大震災、福島原発事故により被災した。

高濃度の放射性物質が飛散して汚染され、今も深刻な汚染が続いている。全町避難となり、町の全域が警戒区域に指定されている。

3 月 11 日、19 時 03 分に枝野幸男官房長官が記者会見にて原子力緊急事態宣言を発令、20 時 50 分に福島県対策本部から 1 号機の半径 2km の住民 1,864 人に避難指示が出された。21 時 23 分には、菅直人内閣総理大臣から 1 号機の半径 3km 以内の住民に避難命令が出されたほか、半径 3km から 10km 圏内の住民に対し「屋内退避」の指示が出た。翌 12 日 5 時 44 分総理指示により福島第一原子力発電所の 10km 圏内の住民に避難指示が出た。

これを受け、双葉町の住民の多くは川俣町へ避難、さらに 3 月 19 日にさいたま市のさいたまスーパーアリーナへ移動、3 月末には埼玉県加須市の旧埼玉県立騎西高校へ移動した。現在も行政機能は旧騎西高校にある。2013 年 1 月 8 日現在 146 名が騎西高校に避難している。³

² <http://www4.pref.fukushima.jp/shoushi/result/f-syosaimap.php?FILE=060001.gif>

³ <http://www.town.futaba.fukushima.jp/hinan.html/>

(4) 双葉町民は、全国各地に避難し、町民が離散している状況にある。

福島県双葉町公式ホームページ臨時サイト【災害版】によれば、双葉町民の避難状況は以下のとおりである(2013年1月8日現在)。

- ◆福島県内に避難されている方 3,704人
 - ◆福島県外に避難されている方 3,250人
- うち、旧埼玉県立騎西高校...146人

2 (旧) 埼玉県立騎西高等学校

埼玉県立騎西高等学校は、埼玉県北埼玉郡騎西町大字騎西598番地1号に所在した、全日制男女共学の高等学校である。2008年に埼玉県立不動岡誠和高等学校と統合して閉校となった。2011年3月の福島第一原発事故後、埼玉県等に避難していた双葉町の避難者が閉校となった騎西高等学校の施設を避難所として使用、双葉町の町役場の機能も移転し、現在では、「双葉町役場埼玉支所」として機能している。



騎西高校の状況



役場の正面玄関



役場の正面玄関には放射線量の測定器が設置されている。



全国から支援や励ましが町民に対し送られている。

III 避難所の状況

騎西高校の様々なスペースを使って避難所として利用し、住民が居住している。

避難者および役場の職員の説明によれば、体育館や剣道場、教室に畳を敷き、それぞれの区画を作って生活している。

ヒューマンライツ・ナウ（以下、HRN）の調査チームが撮影・入室が許されたスペースは剣道場だけであった。

ここでは世帯ごとに段ボール紙で低いパーテーションを作っているが、各世帯が丸見えの状況でプライバシーはない。パーテーションは、2011年11月に住民が考えて設置することとなり、その理由は「寒かったから」ということであった。他のスペースにおいては、パーテーションはないとのことであった。

炊事を行うスペースはなく、自ら炊事をして食事をとることができない。

電子レンジが設置されているため、レトルト食品を電子レンジで温めて食べる等しているほか、弁当の販売が毎日行われている。風呂、トイレは共用である。



剣道場の避難者の方々と、避難者の方々の居住スペースの様子。低い段ボールで居住スペースを囲っている。仮設住宅等に比べて居住スペースが狭いことがわかる。

IV 住民の方との面談

剣道場にて。住民 10 人ほどが参加し、お話を伺う。



1 今一番困っていること 将来の見通しが立たない。

住民 1：ここにいること自体が困ったこと。国がなんとかしてくれない。

補償の話はある程度までしか進んでいない。総理大臣が変わるとまたやり直し。生活も不便なことが多いが、報道がされていない。

住民 2：どこに落ち着くかの問題。私は家も全部流された。孫たちもここにいるから福島には帰らないつもり。賠償はぜんぜん進んでいない。ちゃんとした食べ物が食べられないという問題もある。

HRN：これからどこに行くかということですね。

住民 3：今年 86 才で、どこにも行くところがない。今から役場を移すにもまだ先の事だと思う。ちゃんと住むところを作ってほしい、それだけ。国で責任持ってしてほしい。今のところ元気だからいいが、持病もあるし、いつ手術が必要になるかも分からない。

住民 4：みんな同じ。

住民 5、6：同じ

住民 7：いつ帰れるか分からないのがつらい。

住民の家族：母がお世話になっていて、私は別のところで避難しています。時々心配なので見に来ています。一番心配なのは、教育問題。子どもは女の子 3 人なので、健康問題も心配ですし、就職問題も心配です。子どもたちの今後の事が心配。福島では結婚が

難しいとも言われていますから。

2 補償の遅延と日々の生活の困難、食生活

住民2：一番困っているのは、補償の問題。2011年の3月から2012年の2月までのお金はもらっているけど、それ以外はまだ。外に出たら今の金額じゃやっていけない。

住民3：私は今回初めて請求した。賠償してくれたら自立もできると思うが。月10万じゃ食べていくのでやっとな。

住民7：今のところ食べるのでやっとな。賠償金がもらえないと、ここからも出て行けない。

HRN：食事はどうしているのですか。

住民3：今自分で炊事している状態、と言ってもここには炊事場がないし、炊事道具もないので、炊事ができないんです。だけれども、みんなで使える電子レンジがあるので、それを使います。コンビニに行って、弁当やレトルト食品を買ってきて、レンジでチンして食べるだけです。

住民7：お弁当は、昔は無料で配給されていたけれど、今では有料。一食350円です。お弁当を三食食べると、二人で1日2200円かかるんです。お金もどんどん使い果たしてしまうし、大変です。お昼はカップラーメンにしたりして、食費を浮かせている人もいます。食費がかかって払えないから、二食しか食べないで浮かせている人もいて、みんな工夫しているんです。

住民8：一つは食料の問題。食費が無料にならないか。それから電気代の問題。生活していると電気代が一番高い。仮設にいる人は電気代を出している。無料にしてもらいたい。東電に責任を持ってほしい。

HRN：ここでは、電気代は行政に負担してもらっているのですか。

住民8：ここはね。でも、仮設住宅だって、電気代くらいは東電で無料にしてもらいたいと思うね。それ以上言ったって東電がはいとは言わないだろうからね。

住民9：避難生活なんて他人事のように考えていたが、自分が過ごしてみたら大変なんだなと思いました。

HRN：医者は来てくれるのですか。

住民2：各個人で病院に行けるシステムになっている。安い町タクシーやバスで送迎してもらうから、病院のことはそれほど心配がない。

3 家族との別居

HRN：ここは高齢の方が多いようですが、なぜでしょう。

住民3：子ども、孫は別々に埼玉県内に住んでいます。ここでは、子どもが勉強ができないので、8月の夏休みを機に近くの借り上げアパート、仮設に出ました。ここでは、夜10時で消灯と決まっているし、勉強に集中できないようです。

先生から「出ないんですか」と言われました。避難する前は同居していた家族も今はばらばらに生活しています。

HRN：一緒に行かなかったのはなぜですか。

住民3：借り上げ住宅が狭いからです。今まで一軒家でのんびり住んでいたのに、今は狭いアパートで三世帯はとても暮らせない。最初はこの部屋に120人以上いました。一人1畳でした。今はこの部屋は7世帯12人です。高齢者ばかりで、全体で150人前後が住んでいます。

住民10：息子の近くに住みたい。息子はいわきに避難しています。

(この後、フリートークとなり、それぞれに発言)。

4 避難した当初の苦勞

HRN：避難してから体を悪くされたりしませんでしたか。

住民：来たときは大変だった。川俣にいたとき(2011年3月12日～19日)は食べるものがなくて栄養失調になった。おにぎりとコッペパン、水のみ。栄養失調で前歯が虫歯になった。ここに来てから、歯医者さんが理解のある先生で、一気に治療してくれた。3ヶ月くらいかけて治した。ここに来た時は、風邪が伝染したのがとても困った。しばらくしてお風呂ができてエアコンも設置されて助かった。

住民：川俣のときはすごく寒かった。雪が降っていた。4か所くらい、体育館と公民館などに避難した。食堂にいたが、スペースがないから3日間椅子の上にあった。

住民：真っ暗で人がいっぱいトイレに行くのも大変だった。

住民：避難する人数が多かったので、何か所にも予定外の避難所を開けて受け入れてくれた。他の区域からも来た。川俣で道路(114号線)が合流するので集中した。

住民：埼玉アリーナから、3月30日と31日(2011年)の2日に分けてこちらに移ってきた。最初は壁もなかった。若い子は着替えるのを嫌がった。更衣室を作った。

住民：みんな疲れて風邪を引いた。夜中に着替えを持って行って洗面所で着替えた。服は、固形石鹼で洗濯して新聞紙の上に干した。今は洗濯機も乾燥機もある。

住民：水と電気のこと困った。ごみ処理ができなくて、食べたものなどの処理もできなかった。トイレもトイレットペーパーが足りなくて困った。

HRN：避難のせいで体を悪くして、病院に入院された方や亡くなられた方はいらっしゃいましたか。

住民：どちらもいる。3ヶ月くらいで亡くなった人もいる。双葉のお墓には戻れないから、こちらにお骨を預けている。

住民：今は双葉に納骨をできるようになったようです。

HRN：今、ここにいる皆さんはよくお話をしたり仲良くしているのですか。

住民：みんなそれぞれ。でも協調性がない人はいられない。

5 今後の生活の見通し・国・東京電力に求めたいこと

HRN：今後はどうされたいと考えていますか。

住民：双葉には30年間帰れない。死ぬまで帰れないと思う。放射能の影響で。

住民：放射能の関係の人達の判断がばらばら。県内は大丈夫と言って留まる人もいる。学者の判断も分かれている。

住民：福島県立医大の山下副学長は「20~50mSvは寝泊りさえしなければ、笑っていれば大丈夫」と言っている。双葉の町長は、「1mSv以上は安全とは言えない」という。いわきの茨城寄りの勿来(なこそ)に双葉町の役場を移転することになったが、⁴郡山や福島は線量が高いということで自主避難者も多いようですね。我々も安心できる所になれば。

住民：放射能は目に見えないから。自分に関係ない外の人には安全だ、大丈夫というが、自分の身になってほしい。

HRN：新しい所、安全なところにご家族一緒に住まわりたいというお考えですか。

住民：福島には帰れないからここにいる。この周辺(騎西高校周辺)に住むところを作ってほしい。どこでもいいから。双葉の人が一緒にいたらいい。ばらばらだと年配の方は慣れていくのが大変だから。

住民復興住宅を造ると言っているが、場所を団地としてできればいいけど、何か所かに分かれる可能性はあると思う。

HRN：息子さんの世代はお仕事されているのですか。

住民：子どもはすでに独立して、家庭がある。そこに世話になることはできない。

住民：うちの息子はここから仕事に通っています。

住民：35歳過ぎると仕事がないです。力仕事が多いから体が弱い人はできない。

HRN：家が津波で流された人は、賠償はまだ行われていないのですか。

住民：まだ。家を新しく建てた人はお金が出ているけれど。

HRN：ローンはどうしているのですか。ローンを払わなくていい制度を使えないのですか。

住民：ローンは払っています。

住民：支払いを待つことはできるけど利息はつくと銀行に言われた。だから私は継続を選んだ。継続をしている人は多いと思う。

住民：うちの息子も払っています。ローンの賠償はない。

HRN：月々の賠償金が支払われても、ローンを支払うと手元にお金が残りませんよね。

住民：だから、ここから出るに出られないんです。

HRN：東電に対して要望したいことはどんなことですか。

住民：いろいろ言っているんだけど、何も聞いてくれない。新社長になって4月に1回

⁴ 双葉町の役場機能を福島県いわき市南部の勿来地区に移転する話が進んでいる。

http://www.47news.jp/localnews/hukushima/2012/10/post_20121006102056.html

東電が来たけど、表面上謝っただけでした。「なんでも皆さんのご要望に沿ってやりま
すから」と口だけ。前の清水社長なんか1回も謝りに来たことない。

HRN：要望したことは具体的にどんなことですか。

住民：衣類・薬など買ったものの領収書を当時は持ってなくて、補償の対象にならな
かった。

住民：早く補償の全面解決をしてもらいたい。そうしないとこのままでは何もできない。

HRN：ここにいられる期限はあるのですか。

住民：ここはないみたい。加須市がここから出ろとは言ってこない。

HRN：皆さんとしては最終的に住むところがきちんと用意されるまではここにいたい
のでしょうか。

住民：そうですね。そうしてもらえるかは分からないけど。

住民：復興住宅みたいなのを作ってもらうか、役場機能を線量の低い地域に移転す
るかですね。平均年齢も高いので、この近辺が一番いいという希望を持っている人も多い。

住民：今も毎日福島県から新聞が来るから、収まっていない、前よりひどくなってい
ることがみんな分かる。だから近くには戻れない。

住民：原発事故もまだ収まってない。また起きるかもしれないから双葉には戻れない。

住民：私の家は3キロ圏内だったので、二度とあんな思いはしたくない。できるだけ原
発から離れたところで暮らしたい。この近くに住むところを作ってくれとありがたい
と思っている。



避難所スペースに設置された簡易な更衣室。今も使用されている。居住スペースにおいては、プ
ライバシーがない状況であるため、こうした更衣室が必要な状況である。

V 双葉町長からの事情聞き取り



井戸川町長と面談する HRN 調査チーム

1 避難者の状況、健康状態、健康検査について

HRN：騎西高校に住んでいらっしゃる方々に対して、仮設住宅などの対策はないのでしょうか。

井戸川克隆町長（以下、町長）：今いる人はここがいいと言っています。嫌な人はとっくに出ていますし、強制はしていません。

HRN：ここに住んでいる人の健康状態はいかがですか。

町長：よく分からないが、栄養失調があると思います。

HRN：行政からの食べ物の提供は、現在はなくなったのですか。

町長：よその町民から「ただで食っている、ここは恵まれている」とバッシングを受け、住み続けるために、食料を有料化せざるを得ませんでした。ここから出て行った町民から見ると、いつまでも食料が無料と言うのは平等でないと思ったのでしょうか。ただ、ここは全くプライバシーがないのです。

しかし、仮設住宅だって、狭すぎて、部屋数が少なく、家族間のプライバシーがないのです。この件では、副知事にも国にも長期的な職場・住宅の提供を要請してきました。今不満が爆発しています。避難のさせ方が国として間違っています。東電は国の後ろに回って出てこない状況です。

HRN：放射線の影響による健康影響が気になりますが、健康管理、医療については双葉町ではどうされていますか。

町長：最初は、甲状腺検査を保険医協会で行ってもらおうと考えていました。県外で話がまとまったのですが、福島医大に最終的に聞かなければ、ということになりました。

そしたら急に全部ダメになり、やれないと断られてしまいました。最近、民医連と契約して甲状腺検査が始まりました。尿検査も始まります。39歳以下の全町民の甲状腺検査を行います。ホールボディカウンターもここでやっています。

ここで高い数値が出た人がびっくりして、平田病院でもう一回検査したら異常が出なかったそうです。ここでやっているのはバックチェックのためです。県内にいる人もこちらに来て受けていただいています。町民によっては低い数値が平田病院で出て安心したという人もいますけれど、ここで高い数値が出るということの意味をもっと真剣に考えてほしいです。

HRN：福島県の健康管理調査のホームページを見ると、警戒区域から避難した者に対しては他の県民より手厚い健康診断をしているように書かれていますが、県として県外避難者への尿検査・血液検査はいかがですか。

町長：そんなことはありません。県民健康調査は手薄い。県は18歳未満の甲状腺検査を医大系統でやっているだけで、それさえも信用できないから町の特別予算で独自に健康診断をしているのです。尿検査なんかやっていません。原発事故の後、町民の血液は持って行きましたね。ですから、データは持っているのではないかと思います。私が知る限り、フォローアップは何もありません。検査結果についてのフィードバックも確認していません。この件については信用できません。

HRN：福島の住民の健康についてはどう考えていますか。

町長：最近聞いた話では、郡山市などでは心療内科が子どもたちで満杯だという。県内に閉じ込めているために、精神的に壊れてしまっている子どもたちが増えていると聞きます。

子どもたちを優先して疎開させるべきでした。戦争中でも、大空襲の時は子どもたちを優先して疎開させたのに、どうして今回そうしたことができないのか理解できません。閉じ込めて子どもたちを育てているために、日の当たらない植物のようになってしまっています。子どもたちが廊下でぶつかって避けることができない、ということもあるようです。発達障がいも心配です。

県知事は住民の健康を最優先にしなければならないのに、今は救済よりもなによりも復興を優先するというので、健康に関する深刻な問題については隠ぺいを重ねています。

HRN：双葉町の中で初期被ばくに基づく健康被害の問題は発生しているのですか。

町長：顕著でない。のどが痛い、髪の毛が抜ける、鼻血が出る、などは治まってきた気がします。次なる発症がどこに出るか分かりません。沖縄に800人くらい県民がいて、検査結果は悪いと言われている。一番早いのは尿検査で内部被ばくを示すこと。その影響はまだ分かりません。

尿で分かるのは、心筋梗塞、脳、目の白内障、腎臓・膀胱のガン。

避難生活の疲れからくる心因性の病気も発症しやすい環境にあります。一番は避難のさせ方が悪かったと思います。

2 チェルノブイリ基準による救済について

HRN：井戸川町長は、帰還の条件は汚染が 1mSv 以下になること、とおっしゃっています。ICRP の基準からして正論だと思いますが、なかなか誰も言わないですね。

町長：福島復興会議で、細野大臣にチェルノブイリ事故後の 4 つの区分ごとの対応（資料①）を図にして提示しました。細野大臣は「私も勉強したので知っています」と言いました。それならなぜ被害を拡大させるの？という黙ってしまった。



チェルノブイリ事故時の避難基準と日本の避難基準は著しく異なる⁵

HRN：細野大臣は町長の提案を受け止める、と言ったように報道されていますが。

町長：言っていない。結局何も決められませんでした。

HRN：双葉郡における避難区域の再編について、自治体でどのような話し合いがなされているのですか。

⁵ チェルノブイリ事故後の 1991 年、旧ソ連政府は従来の方針を転換し、周辺住民の被害を最大限に軽減するための対策についての原則と基準（「チェルノブイリ・コンセプト」）を採択した。この新しい指針に基づき、1mSv/年以上の汚染地域に対する住民の保護等の方針が確立し、実施されるようになった。この政策は、ロシア、ウクライナ、ベラルーシに引き継がれた（2011 年 8 月 17 日付 HRN 意見書 <http://hrn.or.jp/activity/project/cat11/shinsai-pj/fukushima/post-111/>）

a) 30 キロ圏内： Exclusion zone	セシウム 137 の汚染度が 555kBq/m ² を超えたところ	避難または移住が実施された
b) 移住ゾーン (Evacuation Zone)	30 キロ圏外でセシウム 137 の汚染度が 555kBq/m ² を超えところ(これによる放射線量が 5mSv/年以上の地域)	住民は避難・移住・補償を受ける
c) 避難の権利が認められた居住区域：	30 キロ圏外でセシウム 137 の汚染度が 185～555kBq/m ² (これによる放射線量が 1mSv 以上の地域)	住民は自発的に移住できる権利が認められた
d) 社会経済的特権のある居住区域：	セシウム 137 の汚染度が 37～185kBq/m ² (これによる放射線量が 1mSv 以下の地域)	住民は平均以上の生活が送られるような措置を受ける

町長：避難基準を「福島基準」で決めています。賠償もそうです。私は「チェルノブイリ基準」を求めている。日本にとっては出費がかさむ。でもそれを通さないといけない。私はどんな身分になってもこれを通していく。多くの県民が救われるのだから。

HRN：「チェルノブイリ基準」で提案しているので話し合いが進まないのですか。

町長：私の辛いところです。町民は今の状況から脱出したいので、将来の損については譲歩してしまう。チェルノブイリ基準でいくと、賠償額は格段に増えると言ってもわかってもらえない。福島の基準を受け入れざるを得ない。しかし、チェルノブイリ基準だと賠償が将来的には増えるのですが。今日の新聞によれば、葛尾地域は政府の区分を受け入れたそうです。群集心理で「葛尾は決めたじゃないか、早く決めてくれ」ということになり、追い詰められています。

HRN：福島県内にも 1mSv 以下の地域もあるようですが、そうした地域に帰還するという選択肢はないのですか。

町長：(県内のマップ、管理区域の資料を見せてもらう資料②)

電離放射線障害防止規則にのっとりたマップです。管理区域の基準をマップに載せると、福島県内の居住に適したところは、ほとんどが 1mSv 以上、しかも人口密集地になっています。このマップは作ってからだいぶ時間が経ちますが。

(次のマップ資料③) こちらは、出荷制限等のマップです。河川の魚も汚染され、自然のものはほとんど汚染されています。それなのに人間は居ていいのか。

これに関しては東京新聞「福島県外にも産地拡大」の記事をご覧ください(資料④)。

私はとにかく隠ぺいと闘っています。

HRN：賠償に関しては、双葉町独自の弁護団があると聞いています。

町長：弁護団に依頼していますが、ADR(裁判外紛争解決手続)がなかなか進んでいません。東電の直接請求の方が進んでいます。妥協して賠償金を受け取っています。

弁護士さんに見てみたら、あんな安い金額で解決はできないということでしょう。しかし住民は、なかなか進まないから、直接請求に行ってしまう人が多いです。

双葉町では、住民に対する賠償説明会を 18 回やっています(資料⑤)。私も行って直接町民に訴えました。国に対しても要望(資料⑥)を出しています。

HRN：国の回答は？

町長：国は受け付けるだけで、要望の回答はしません。

HRN：国との間の交渉はどうでしょうか。双葉郡 8 町村でやっていると思いますが。

町長：副村長、課長会議でもやっています。会議はやっていますし、少しずつ歩み寄りはあるが、そんなに簡単には進みません。しかし、会議をやっていることがマスコミに出ると、住民は進展を期待して「早くやれ」と結果を期待します。じっくりと交渉して進めたいのですが、住民はまず早い解決を求めます。後になって損をするかもしれないけれど、早く賠償をしてほしいのです。しかし、国は 1 回決めると見直さないでしょうから、早く解決したい人が不十分な水準で解決したことも既成事実になり、全体の賠償

水準を下げることになるのが心配です。

HRN：一番困っている人ほど一番低い水準で妥協してしまう。

町長：そうです。そして、一度同意すると、東電に「これ以上は駄目」と言われる。今は東電に隷属状態であり、東電が主人で被災者が奴隷のような状態で、本当におかしい。私は金より信念を大切にしたい。しかし、孤軍奮闘です。要求書は双葉町で共有していますが、よその町村長は福島基準を受け入れています。

「除染すれば住める」と信じて、国に従って、帰還させたがっています。

チェルノブイリ基準を通すと他の町村長は自分が言ってきたことと異なってしまいます。チェルノブイリ基準を押し通そうとしているのは私だけ。他の人は国と県が言うのだから仕方ない、と国の伝道者になってしまっています。



HRN：国の帰還に対するスタンスは？

町長：国も県も早く帰らせたいようです。しかし「まだ帰れない」というのが現実です(新聞記事 資料⑦を提供)。しかし、住民には避難の権利があるのですから、移住が筋だと思います。

HRN：チェルノブイリ基準にならないのはなぜでしょうか。

町長：私の宣伝不足かもしれないが、みんな知ろうとしません。

私は双葉郡の町村会長を辞任する決断をしましたが、それは他の町長と違うことを主張できなかったからです。8町村の長だったので、チェルノブイリ基準と言っても「今さら言われても」という感じでまとめようがなかったのです。1町長になれば、まとめる必要がなくなると思いました。

チェルノブイリ基準の話をする、「双葉町長は福島県の風評被害をまき散らしている」とすら言われました。県外の方は私の考えに賛成してくれる方も多いのですが、福島県内に入ると考え方が違うようです。

3 中間貯蔵施設について

環境省によれば、中間貯蔵施設とは、除染で取り除いた土や放射性物質に汚染された廃棄物を、最終処分をするまでの間、安全に管理・保管するための施設である。

環境省は、

- 1) 施設の確保及び維持管理は国が行う仮置場の本格搬入開始から3年程度（平成27年1月）を目途として施設の供用を開始するよう政府として最大限の努力を行う、
- 2) 平成24年度内に立地場所を選定する、
- 3) 福島県内の土壌・廃棄物のみを貯蔵対象とする、
- 4) 中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了する、と計画している。

環境省のウェブサイトによれば、中間貯蔵施設について以下のように合意形成が進められてきた、とされている。⁶

平成23年12月	双葉郡内での施設設置について、福島県及び双葉郡8町村に検討を要請
平成24年3月	福島県及び双葉郡8町村に対し、3つの町（双葉町、大熊町、楢葉町）に分散設置する国の考え方（案）を説明
平成24年8月	福島県及び双葉郡8町村に対し、中間貯蔵施設に関する調査について説明
平成24年11月	福島県及び双葉郡町村長の協議の場において、福島県知事から、調査の受入表明

HRN: 中間貯蔵施設の問題について、町長が反対されていることについてお聞きします。12月21日付で双葉町として協議会を設置するという張り紙が、表に掲示されていました。

町長: 環境省の決定プロセスに問題があります。どこで、どのように決めたか分かりませんが、当時の細野大臣が唐突に双葉地方に、と言いました。そう決定したプロセスが知らされていない。議事録の提示を要求しましたが、議事録もありません、と言われました。

HRN: もし中間貯蔵施設を作るといふのであれば、双葉町を村ごと移転するなどの代替措置があってもよいと思いますが、国としては双葉町については最終的には住民の帰還を進めていくという考えなのでしょうか。

町長: その通り。帰還を進めておきながら中間貯蔵施設を作るといふ、相反することを進めています。住民に相談なしに進めようとしているのです。

これは民主党政権と県政の汚点ではないでしょうか。

中間貯蔵施設の場所が提示されたのですが、双葉町の役場や学校等のある中心部から2キロ圏内のところに建設しようという計画です（資料のマップ資料⑧）。

⁶ http://josen.env.go.jp/area/processing/interim_storage_facility.html

六ヶ所村や人形峠などでは原発 2 キロ以内には人が住まないように、ということになっている。それなのに、双葉町の場合は中枢部に中間貯蔵施設を置こうとしている。

私たちは当然異議を述べました（資料⑨：双葉町町村長会議議事録 2012 年 9 月 5 日）。双葉では、役場の中に検討議会を作り、これから町民の間で議論を進めていこうとしています。それが順序のはずです。

HRN：中間貯蔵施設に関する国や県の権限、事故の責任等について、双葉町から様々な質問を出されていますが、国から明確な回答はあったのでしょうか。

町長：あいまい不明瞭な、回答になっていない回答は来ています（資料⑩、資料⑪）。環境省は、これはあくまで調査で、着工ではないと嘘をついていますが、予算の科目を調べると、事業着工であることが分かります。整備をすることがありきで、そのための調査です。しかし、県は、私が欠席した(2012 年)11 月 28 日の町村長会議で異議なしで取りまとめてしまいました。

HRN：11 月 28 日の町村長会議を欠席されたのは、中間貯蔵施設の建設に反対する意思を示した、ボイコットという意思表示だったのですか。

町長：そうです。双葉町が犠牲になったら他の町は安全だから、多数決で負けるのは見えていました。そのような状態で参加すれば、無理やり押し切られてしまうので、参加しませんでした。会議を招集したのは福島県知事です。本来、当時双葉地方町村会長であった私が召集する会合を県知事が開催したのです。⁷

これに先立つ 11 月 20 日に県知事と 2 人で 2 時間議論したが、合意は得られませんでした。私は知事に対し、「どうしても双葉に中間貯蔵施設を設置するなら、県内のどこかの町を双葉町にくれ。知事の出身地をくれ。そしたら双葉町に改名する」と言うと、知事は何も言わず、睨みつけるだけだった。知事は業を煮やして「私が広域行政庁の長として決める」、と言いました。

私は無断で欠席したのではなく、県庁に意思表示をしています。会議の前日には、「福島民友」に欠席する理由と反対の理由を話して、会議の当日記事が出ています。

結局、県知事が直接招集するかたちで会議を開催しました（資料⑫）。

知事は、双葉が欠席でも「7 町と県で決める」と言ったそうですが、県庁に聞いたら、県は県としての対応しか決められないと言っていました。地方自治法の中では勝手に決められないはず（資料⑬）。

HRN：大熊町や楡葉町は反対されていないのですか。

町長：最後には協議会の結論として、受け入れることになってしまったようですが、会議の席では、大熊町も楡葉町も町長が賛成できないという意思表示をしています。そして私は欠席しているのです。

HRN：調査の対象となる町村が反対していたり欠席したりしているのに、押し切ってし

⁷ 井戸川町長は、当時双葉地方町村会長であったが、11 月 28 日の会議の欠席を受けて、翌日の 11 月 29 日、双葉郡の双葉町を除く七町村長から辞任要求があり、会長を辞任。

まったということですか。

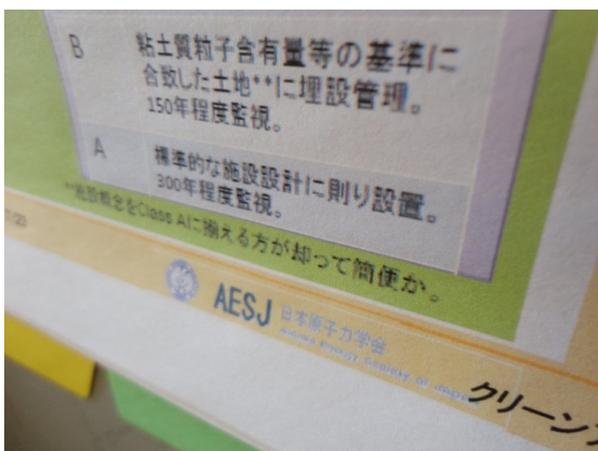
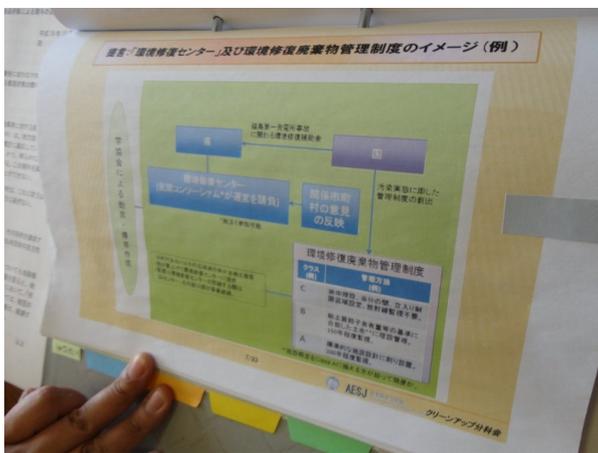
町長：中間貯蔵施設の予定地になった自治体は、いずれもしっかりと反対の意思表示している。是非このことを訴えてほしいのです。

HRN：中間貯蔵施設ができると、双葉の方々の帰還は困難でしょう。

町長：みんな帰還は考えていないと思います。今お金をもらってどこかに家を建てたいと。99%の人々はそう考えていると思います。

政府は30年と言っていますが、いったん中間貯蔵施設ができたら、30年では済まないと思います。

私は、日本原子力学会の除染講習会資料の資料を見る機会があり、そのなかに「監視を300年」と書いてあるのを見つけてしまったのです。



日本原子力学会の資料。政府の説明に反し、中間貯蔵施設では、300年にわたり監視が必要とされている、と井戸川町長は訴える。⁸

⁸ この資料に記載された「環境修復センター」、「環境修復廃棄物管理制度」と中間貯蔵施設の関係についてはHRNとして確認できていない。

町長：ここを拠点に、除染をビジネス化して、地元の住民を働かせようとしているのではないのでしょうか。原発と同じ構造です。地元は「職場をいただいた」ということになってしまい、これからも被ばく労働を強いられてしまいます。

除染は難しいです。でも県民を住ませ続けるために、「除染したら安全」と宣伝し、除染ビジネスを進めていくのではないのでしょうか。

4 町長に対する不信任案の件について

町長：事故対応を責められ、不信任案が可決されました（資料⑭）。

不信任決議の文書(2012年12月20日付)をお見せしますが、文書の主体が「町議会」となっているのが不思議です。事故の責任は私にあるのでしょうか。中間貯蔵施設の会議に参加しなかったのは、そのまま参加しても押し切られてしまうからです。

町議会に対し、証拠を出してくれと言ったのですが、議会側は、証拠は出せないと言ってきた。法律上根拠がないのではないのでしょうか。

5 事故原因の究明について

町長：(2012年12月14日に東電により発表された資料⑮を示して)⁹

有識者や外部の方々が入って東京電力がつい最近情報公開をした資料によれば、15時35分に津波で1号機が閉じた(弁の操作電源を喪失した)ということがわかりました。これが爆発する原因です。

3月11日の20時には空っぽになっていたのです。その時点で避難指示を出すべきだったはずです。情報が出た以上は、日本政府の対応は批判されなければなりません。

国会事故調の際にはまだこの資料は隠ぺいされていました。

こうした事故原因に関する情報がいつまでも隠ぺいされているというこの事故の惨状を認識したうえで、福島の悲劇を繰り返さないでほしい、脱原発という主張につなげてほしいです。

6 国への要望

HRN：これから国に訴えたいことは。

町長：救済をしっかりとやっていただきたい。知事は除染と復興ばかり。こういう場所(避難所)にいつまでも居続けさせることは、日本の恥じゃないかと思います。

双葉町の復興をどこでやろうか、というところが難しい。中間貯蔵施設の問題がここで出てきます。

障害は多いですが、チェルノブイリ基準を訴え続けて福島県民の権利を守っていかねばと思います。町民は「自分たちは損を感じているが、訴えるところがない」と言っています。水俣病のようにあとからではなく、早く提訴をする必要があります。法律の専門

⁹ http://www.tepco.co.jp/cc/press/betu12_j/images/121214j0102.pdf

家ではありませんが、自然環境にない放射線をこれだけ浴びているのですから、風評被害を恐れるのではなく、問題化していく必要があります。

ウクライナは青年の20%しか健常者がいないとも報告されていますが、こうした現実を受けとめるべきです。疎開させてでも、健康な若い人たち、次世代の人たちをいかに残していくのか、ということを重視すべきだと思います。人が残っている限り町が消えることはありません。チェルノブイリ法を日本法にしていきたい。



HRN：強制避難の対象者の保護に関する特別立法等の動きはないのでしょうか。

町長：順序で言うとまずそうしたものが重要です。まず、必要なのは生活保障です。先が見えなくても、まずは住民たちが住むことのできる「仮の町」みたいなものを作るべきです。

私たちは仮の町について提唱していますが、どこの省庁でやるかもまだ決まっていません。政治が不在なのです。

川内村でも放射能のことを心配して、結局ほとんどの住民が帰還せず、役場機能を郡山に戻そうかという話にもなっていると聞きます。

無理に帰還しないで安全なところで生活できる政策を国は進める必要があります。



双葉町の航空図面を示し、すべてが破壊されてしまった状況を説明する。



予定されている中間貯蔵施設は町役場をはじめ、双葉町の中心部、住宅地から2キロ圏内に建設される計画となっている。

VI 東京電力による賠償の状況

HRN は本調査に先立つ 2012 年 11 月 23 日、双葉町民等から東京電力に対する賠償請求について受任した埼玉県の弁護士「福島原発事故による被害の救済を目指す弁護団（埼玉）」の弁護士から賠償に関する実情の話をうかがった（以下に引用する数字は、すべて 2012 年 11 月 23 日当時のものである）。

【青木努弁護士】

2011 年 3 月に双葉町の住民が役場機能ごと埼玉に移転してきた。現在も双葉町の住民の半数が福島県外に避難しており、今も双葉町民の 1,114 名が埼玉に住んでいる。

埼玉の弁護団は、双葉町の住民からの依頼が一番多い。117 世帯、307 名からの依頼を受けている。主に裁判外紛争解決手続き（以下 ADR と呼ぶ）¹⁰で対応している。現在、4,568 件が申し立てられているが、3,082 件以上が審議中。しかし、残りがすべて解決した、というわけではなく、残りの大半が打ち切りとなっているので、解決に至ったケースは極めて少ない。

2012 年 3 月以降、毎月 300 件のペースで ADR の申し立てが起きており、より未済のケースが継続している。

ADR センターは、解決が進まない理由として、人員不足と、申立に弁護士が代理している割合が 40%程度しかないから、と説明している。

未解決ケースが増えてしまったため、センターが直接被害者の声を聞く場を設けなくなってきた。そのため、被害の実態が伝わりにくくなってしまい、賠償額が下がってし

¹⁰ 原子力損害賠償紛争解決センターは今般の東京電力の福島第一、第二原子力発電所事故により被害を受けた方の原子力事業者に対する損害賠償請求について、円滑、迅速、かつ公正に紛争を解決することを目的として設置された公的な紛争解決機関であり平成 23 年 9 月 1 日に申立て受付を開始した。

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2012/12/20/1329118_009.pdf

まっている傾向がある。

また、満足のいくような賠償支払いがなかなか認められない、というケースも多いため、東電に対して直接請求するという例も増えてきた。本来、ADR は訴訟を起こすと時間もかかるし手続きも面倒だから始まったのに、本末転倒の結果となってきた。

解決が長引くというのは、東電から「兵糧攻め」にあっているのと同じことである。現在、弁護士としては、なるべく早く被害者に賠償金を渡すべく、争いがなくなった部分については和解し、被害者に一息ついてもらうこととしている。

11月20日時点で一部和解が成立しているのは50世帯、117名である。

【小林玲子弁護士】

原発事故の解決手続は、従前2つしかなかった。一つは東電に対する直接請求する方法。2つ目は東電に対して訴訟を起こす方法。訴訟は非常に時間がかかり、解決までに3年～5年かかることもある。そこで、2011年3月以降、原発事故を専門に扱うADR制度がつけられた。

損害賠償紛争解決センターは、原発事故に関する紛争を早期かつ適時に解決することを目指している。しかし、紛争解決センターは法律に基づいて設立されたわけではなく、政令に基づいて設立されたにすぎない。そのため、予算も人員も非常に貧弱な組織となっており、青木先生が指摘したような「兵糧攻め」という問題が起きている。

兵糧攻めによって何が起きているかと言えば、被害者の健康状態が現在非常に悪化しているという問題がある。

たとえば避難所で暮らしている40代の男性が、従前は仕事をして給料を得ていたが、避難によって仕事を失い、避難所に籠ったまま寝起きしている。

会って聞き取り調査をしているときも、2～3m動くだけでもだるそうで、うつ状態のようだった。そうした人たちは多いと思うし、実際には病院に通う人々も増えている。精神科に通う人も増えている。

健康悪化の原因は、大きなストレスにあると思う。被害者の多くが語るのは、「一番辛いのは、先が見えないことだ」。

家を失い、学校を失い、仕事を失い、家族を失った。これらが重なって、先が見えなくなった。被災者が抱えているストレスを少しでも軽くするために、ADRの解決能力をあげることが重要な課題となっている。¹¹

¹¹ 現在では、裁判上の損害賠償請求訴訟を東京電力に対して提起している被害住民もおり、現在、提訴の準備を進めている住民グループもある。

(参考) 福島民友(2012年12月4日)「東電に19億円賠償提訴 18世帯40人 避難者初の集団訴訟 地裁いわき支部」東京電力福島第一原発事故の影響で避難した住民らでつくる「福島原発避難者訴訟原告団」は3日、東電に約19億4千万円の損害賠償を求め地裁いわき支部に提訴した。

http://www.minpo.jp/pub/topics/jishin2011/2012/12/post_5652.html

2013年2月8日日経新聞記事「東電原発事故で国を提訴へ、避難の被災者ら」東京電力福島第1原発事故で福島県から東京都と千葉県に避難しているそれぞれ約10世帯被災者らが原告となり、国と東電に損害賠償を求める集団訴訟を各地裁に2013年3月11日に提起することが判明した。

http://www.nikkei.com/article/DGXNASDG08018_Y3A200C1CC0000/

VII 現地調査後に調査・判明・展開した事実

1 「仮の町」について

双葉町長らが提唱している「仮の町」について、国・県がどのような対応をしているか、を問い合わせた。

(1) 復興庁（長期避難に関する部署が対応）

長期避難を余儀なくされる大熊・双葉・浪江・富岡といった線量の高い自治体は帰還に時間がかかる。その間の生活拠点の整備を検討する、避難先の受け入れ自治体・避難元自治体・国・県で構成される協議会が2012年9月にできた。¹²

福島県が公営住宅500戸を整備中である。

町ごとの固有のニーズについては個別に実務レベルで協議する。今後、国(復興庁)・県(地域復興関連)・町・受け入れ先自治体で協議会を開き、詳細は個別に協議していく。今後の長期避難者の生活拠点に関する構想については、2013年1月10日付復興庁作成の「復興の現状と取組」(51ページ)を参照してほしい。¹³

(2) 福島県

・避難地域復興課

仮の町という表現を使っているのは双葉町のみ。

例えば浪江は町外コミュニティ。他の町は、避難生活が長引くことによる町外での生活拠点、といった表現をしている。

双葉町については復興計画策定中、その中で検討中と聞いている。県として対応する段階ではない。

県としては、仮設住宅の方々には生活環境が厳しい(狭い・暑い・寒い等)といった問題や施設的にも10~20年もたないことを踏まえ、県営復興公営住宅を郡山・いわき・会津若松に整備することを進めている。平成24年度補正予算で用地費・設計費を計上して調整中とのこと。

・東日本大震災復旧・復興本部 総括班

災害公営住宅をいわき市、郡山市、会津若松市に計500戸建設すること以外はまだ決まっておらず、住民意向調査などを各町で行っている段階。

(3) 大熊町 企画調整課

現在、住民意向調査¹⁴を行っており、その結果により判断する。しかし、出来れば進めたいと考えている。省庁との交渉もまだ行っておらず、その結果を見てということになる。

¹² <http://www.reconstruction.go.jp/topics/525110.html>

¹³ http://www.reconstruction.go.jp/topics/20130110_sanko03.pdf

¹⁴ http://www.town.okuma.fukushima.jp/jumin_iko_201301.html

(4) 浪江町 復興推進課

仮の町という表現を用いていないのは、すでにあるところに入って行き独立するような印象ではなく、仮設などに避難している人の住居、そして生活環境改善のため、災害公営住宅などで住居を整え、受け入れ側とともにコミュニティとして暮らしていくことを大切と考えているため。

2012年6月に実施した浪江町復興計画アンケートで上位3市となった、二本松・南相馬・いわきの1ヶ所を候補地としている。

(5) 予算・法改正をめぐる動き

報道によれば、政府は2013年1月9日、東京電力福島第1原発事故の避難者が放射線量の低い地域に集団移転する「仮の町」づくりの費用を全額国負担とする方針を固めた。2013年2月に発表された、復興庁平成25年度予算概算決定概要に「長期避難者生活拠点形成交付金」¹⁵が503億円計上された。

本予算は、福島県、長期避難者の受け入れ市町村、避難元市町村を対象として、災害公営住宅の整備し、自治体の基盤整備の推進、コミュニティ維持等を通し、長期避難者の元市町村外の生活拠点形成を目的としている。¹⁶ 具体的な受け入れ市町村や住宅整備案は未公開である。福島復興再生特別措置法の改正案を通常国会に提出する。

仮の町を検討しているのは、全町避難の大熊、双葉、富岡、浪江の4町とされる。

改正案によると、福島県と4町、受け入れる市町村が共同で事業計画を作って復興庁に提出、交付金を受ける仕組みを設ける。

受け入れ先には福島県いわき市などが挙がっているが、県外も認める方向であるとの報道もあるが、復興庁の予算概算決定概要には何ら明記されていない。¹⁷

2 中間貯蔵施設に関する環境アセスメント等について

双葉町長からの提起を受けて、環境庁が双葉、大熊、楡葉について設置を進めている中間貯蔵施設に関し、環境アセスメントはどういう手順で進めていくのか、中間貯蔵施設の周辺何キロについて立ち入り禁止とする予定か、周辺の用地をどれくらい買い取り、住民にどのような補償をする予定なのか、を確認した。

(1) 環境省廃棄物対策課

環境省としては経産省が定めた計画的避難区域(原発事故があった原発から半径20キロ圏内)を国の直轄地として除染する。

環境省としては、除染で出た土壌や廃棄物の保管についてはガイドラインを策定しているが、中間貯蔵施設の環境アセスメントについては、いまだガイドラインを策定していない。

¹⁵ http://www.reconstruction.go.jp/topics/20130208_25yosangaisankettei.pdf

¹⁶ http://www.reconstruction.go.jp/topics/20130129_shiryos3-2.pdf

¹⁷ <http://www.47news.jp/CN/201301/CN2013010901001531.html>

周辺立ち入り禁止や用地買取面積などについては、環境省の所管ではなく、経産省または福島県災害対策本部ではないか。

(2) 経済産業省・資源エネルギー庁

中間貯蔵施設に関することは全て環境省の方で行っている。

(3) 福島県災害対策本部

環境省が示す中間貯蔵施設候補地18を持つ三つの町に省庁から調査の打診を出している段階で、立ち入り禁止区域の設定、規模等は未定である。

3 井戸川双葉町長の去就について

双葉町議会が2012年12月20日に井戸川町長の不信任決議案を可決したことを受け、井戸川町長は12月26日、地方自治法に基づき佐々木清一議長に議会の解散を通知した。

1月24日が町議会議員選挙の告示日となった。

町長は1月20日、体調の不良を訴えて郡山市の病院に入院した。

1月19、20、21日の3日間、双葉町では、福島県いわき市、郡山市、福島市および埼玉県加須市の3カ所で町政懇談会が予定され、町民と区長が意見を交わす予定だった。

初日のいわき市内での懇談会は、町長が復興に消極的だとして、批判の声が相次ぎ会議は紛糾したと報道される。加須市と郡山市、福島市の懇談会は、町長不在の状態で、会議が開催されたとされる。¹⁹

町長は、1月23日に退院し、辞職の意向を表明した。届出日から20日後の2月12日午前零時で失職した。

取材に対し、「放射線量などの問題で信念を曲げてまで町長を続けるつもりはない」「町民の健康と町を守りたいという思いだけで取り組んできた。悔しい気持ちもあるが、潮時だと思った」と語ったとされる。²⁰ 双葉町のウェブサイトには、町長からの「双葉町は永遠に」と題するメッセージが掲載されている。²¹

¹⁸ http://www.env.go.jp/jishin/rmp/attach/isf_mat20121122.pdf 資料4-4

¹⁹ <http://www.ourplanet-tv.org/>

²⁰ 福島民報 <http://www.minpo.jp/news/detail/201301246195>

²¹ <http://www.town.futaba.fukushima.jp/message/20130123.html/>

VIII まとめと勧告

1 騎西高校避難所の生活実態

騎西高校避難所における生活は、「健康で文化的な最低限の生活」という憲法 25 条および国際基準に照らし問題をはらむものと言わざるを得ない。

双葉町民のうち、騎西高校避難所で生活している住民は HRN の調査当時、未だに 146 人もおり、その圧倒的多数を占めるのが、災害弱者に該当する高齢者であった。

その居住実態は、体育館や教室に畳を敷き、段ボール紙のパーテーション以外に、世帯を区切るものはない状況で、個々のプライバシーが確保しがたい。

また、トイレ、風呂は共用であり、炊事場はない。

以前は食糧が無料では提供されているが、現在は自己負担となっているが、炊事環境がなく、自炊ができない状況である。

避難者の方々は、やむなく、コンビニ食品を購入してそのまま食するか、またはレンジで温め食している方が多く、栄養価的にバランスの取れた食糧を摂取できているとは到底言えない。さらに、食費を浮かせるために三食を食べずに二食で我慢している実情が報告された。このような劣悪な食事環境により、栄養失調も懸念されている。

原発事故で全村避難となり、最も深刻な被害を受けた住民には国や加害企業である東京電力から手厚い生活支援がなされてしかるべきところ、こうした被害者がかくも深刻な生活を強いられている実態は衝撃的というほかない。

そして、避難民の圧倒的多数が災害弱者として特別な配慮が求められる高齢者であるという事実から、懸念は一層深まる。

2 騎西高校における避難生活を継続せざるを得ない背景事情

聴き取りを通じて、双葉町の高齢者の方々が仮設住宅・借り上げ住宅に入居せずに騎西高校での避難生活を続けている背景には以下のような事情があることがわかった。

(1) 強制避難地域であり、長期的な移住・復興計画が未策定であること

まず、双葉町は、福島第一原発事故の深刻な影響を受け、全地域は放射性物質による深刻な汚染の影響を受けており、汚染の実情からみて、長期的に帰還が困難であることは明白である。

このため、早急に「仮の町」のようなかたちで、長期的に双葉町の住民が移住し、生活できる町や住宅施設が設置される必要があるが、そうした計画が 2012 年末までの間に全く策定されず何らの見通しも立っていない。原発事故から 2 年が経過しようとしているなか、このような国の政策の欠如は深刻である。

(2) 住環境的な事情

双葉町の高齢者の方々の多くが原発事故以前には比較的広いスペースの一戸建ての

自宅に、子どもや孫と二世帯、三世帯の同居をしていた様子である。

このうち、子どもや孫の現役世代はともに埼玉県に避難をしてきたものの、現在では就学、通学や学習環境の確保などの事情から埼玉県内の借り上げ住宅等に移動した者が多いという。

高齢者が借り上げ住宅に移動しなかった理由としては、借り上げ住宅が狭く、三世帯同居に十分なスペースを保障するものではないことがあるとみられる。

高齢者にとって家族と別離して生活しなければならない精神的苦痛、一家団欒を奪われた心の痛みは極めて大きいはずであるが、他に解決策がなかったのであろう。

また、高齢者にとっては、借り上げ住宅に移動すれば、従前からの双葉町の知り合い等とも離れ離れになってしまい、様々な面で助け合い、支えあいが出来なくなってしまうという不安がある。

原発事故によってコミュニティが崩壊してしまった双葉町の住民、特に支えを必要とする高齢者にとって、役場機能が近接して存在し、コミュニティの人々とともに生活をする避難所での生活は、生存と安全を確保するために、借り上げ住宅よりも「よまし」な選択肢と考えられているようである。

(3) 経済的な事情

双葉町民は全村強制避難を強いられ、未だに警戒区域に指定されている地域の住民であるにも関わらず、東京電力による補償は遅々として進んでいない。

東京電力からは一人月額 10 万円の精神的賠償が支払われているのみである。原発事故により仕事を失い、避難先で再就職の機会を得られない人々は、10 万円の収入のみでは足りず、経済的に著しくひっ迫している。また、住宅ローンを負担していた人々の多くが、遅延利息回避等の理由から、住宅ローンの支払を続けざるを得ないようであり、精神的賠償のほとんどが住宅ローン返済に消えてしまっている。

こうした経済状況のもと、人々が避難所から移転するのは著しく困難である。できない実情がある。借り上げ住宅等に移動すれば電気代等も自己負担しなければならず、自力で住居を探して生活すれば賃料等も負担しなければならないからである。

財物賠償を含め、住民が満足できる被害回復のための補償の提案が東京電力から誠実になされていないため、住民たちは将来に全く見通しが持てない状況である。

こうした状況のもと、避難所に残る道を選択せざるを得ないのである。

(4) 以上のとおり、劣悪な環境であるにも関わらず、避難所で生活せざるを得ないのは、国が、中長期的な生活拠点を早急に提案・具体化すべきであるにもかかわらずこれを行わない一方、東京電力が被害に相当する包括的で十分な賠償を行わないまま住民を「兵糧攻め」の状況におき、被害住民を経済的に困窮させ、何らの中長期的な生活展望の展望も示していないことによるものである。原発事故の深刻な被害を受けている被害住民に対する国・加害企業の対応は極めて問題と言わざるを得ない。

3 将来に向けての双葉町民の希望

聴き取りを行った避難所の方々は、双葉町に戻って暮らすことはほぼ不可能であると認識していた。双葉町が放射性物質により汚染され、危険である以上戻ることはできない、適切でないと考えていた。

また、原発事故そのものの恐怖や転々とした避難生活へのトラウマから、未だ原発事故そのものが収束していない福島第一原発の近くに戻りたくない、という気持ちも強いことがうかがわれた。

放射線量の低減については、1mSv 以下に放射線量が低減することを帰還の条件として望む声が多かったのが特徴的であった。

避難者の方々は、住民復興住宅等により、双葉町外の生活拠点を早く築くことを望んでいる。その際に、高齢者の人数が多いことから、既存の双葉町のコミュニティを維持した住宅構想に注意してほしいと願っており、既に慣れ親しんだ加須市の周辺に住宅・コミュニティをつくってもらうことを希望している。

なお、こうした避難者の方々の意向は、最近公表された、復興庁の住民意識調査とも符合するものである。この意識調査では、双葉町にすぐに帰還したい、という人は少数にとどまり、条件があれば帰還したい、という人のなかでも、放射線量の低減を条件として挙げる声が多く、その程度として 1mSv 以下と回答する者が多数であった。

また、双葉町民が生活再建の場所を選択するのに重視する条件として最も多かったのは、放射線量が十分に低いこと（年間追加被ばく線量が1ミリシーベルト以下であること）であり、希望する形態の住宅（一戸建て住宅、集合住宅等）が確保されること、医療施設が近くにあること、家族と一緒に（近くで）住める場所であること、と続く。²²

こうした住民の声にこたえた長期的な生活再建の場所の提供が早急に求められている。

4 町長からの事情聞き取りと政府・県等の対応

双葉町長は、帰還条件、補償に関し、せめてチェルノブイリ事故後の旧ソ連・継承国と同様の住民保護の施策を求めて活動してきた。

その主張は、帰還の条件として自然放射線を除き 1mSv を下回る環境に改善されることを求め、自然放射線を除き 1mSv を超えるすべての地域の人々に対し、完全賠償と避難・移住支援を速やかに実施することを求めるものである。

町長の主張してきたことは、HRN が 2011 年 8 月 17 日付で、チェルノブイリ事故後の旧ソ連・継承国の住民保護の施策を明らかにし、これと少なくとも同等の措置を求めて公表した意見書「【意見書】福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康・環境・生

²²復興庁が双葉町の住民に対して実施した調査結果が 2 月 5 日に公表されている。

https://www.reconstruction.go.jp/topics/20130205_ikouchousa_sokuhoubettenfutaba.pdf

実施期間：平成 24 年 12 月 20 日～平成 25 年 1 月 8 日

活破壊に対して、国と東京電力がとるべき措置に関する意見書」²³とほぼ同趣旨であるところ、それが政府・県により受け入れられることがなかった事態は極めて遺憾というほかない。

町長は、強制避難の対象者の保護に関する特別立法措置や、長期的な生活拠点となるような「仮の町」を提唱し、国として責任をもって避難を余儀なくされている住民の生活支援・移住支援を行うことを求めており、正当な要望である。

ところが、こうした国の対応が遅々として進まず、東京電力による包括的な賠償も行われないにも関わらず、政府・県は中間貯蔵施設の設置という新たな負担のみ性急に進めようとし、2012年11月28日には、県知事も出席した福島県と町村長の協議の会合において、双葉町長は欠席のまま、双葉、大熊、楡葉に調査を実施することが決定しているようである。この点、環境省のホームページには「福島県及び双葉郡町村長の協議の場において、福島県知事から、調査の受入表明」と記載されており、受け入れ基礎自治体ではなく、福島県知事が調査の受け入れを表明したことが読み取れるが、手続き的には甚だ疑問が残る。

井戸川町長によれば、中間貯蔵施設は双葉町の中心地から2キロメートル周辺の地域に建設されるとされるが、環境アセスメント等が適切になされず、自治体や住民からの意見聴取もなく、補償や用地買収、移住支援に関する具体的な提案はない。町長が指摘する手続き上の問題もはらんでいる。

町長は中間貯蔵施設に関する一方的な決定に同意できなかったことから、11月28日の会議に欠席したが、これが大きな理由とされて不信任案が町議会で可決となり、その後辞任に至っている。

その後、2013年に入り、ようやく「仮の町」に関する予算措置が講じられることになったものであるが、長期的な生活拠点を国として責任をもって提供することもないまま、中間貯蔵施設のみを深刻な被害を被った自治体に押し付けようとする政府・環境省の態度は極めて問題であったと言わざるを得ない。

5 賠償

「福島原発事故による被害の救済を目指す弁護団（埼玉）」の聞き取り調査では、原子力損害賠償紛争解決センターにおけるADRによる解決が進まず、被害住民に対する賠償金支払がなされていないこと、先が見えないストレス・精神的苦痛が被害者を苦しめ、健康状態を害している被害者が後をたたない状況が浮かび上がっている。

原子力損害賠償紛争解決センターは、同センターは原発関連紛争を迅速かつ適切に解決することを目的として設立されたが、その制度不備、人材不足により、解決が滞っている。それゆえ早期の解決を求める多くの避難者が、東京電力に対する直接請求を行い、

²³ <http://hrn.or.jp/activity/project/cat11/shinsai-pj/fukushima/post-111/>

適切な賠償額より低い賠償額で和解してしまうという事態に陥っている。

救済の遅延は救済の否定につながるものであり、制度の改善は急務である。

しかしながら、適切かつ迅速な解決が実現しない主要な原因は、東京電力側が住民の被害にみあった適切な補償を迅速に提示しないことにあると考えられる。

東京電力は、平成 24 年 7 月 24 日、「避難指示区域の見直しに伴う賠償の実施について」²⁴を公表し、賠償指針を示した。

この基準は、避難指示区域内の財物損害について、帰還困難区域内について、宅地は固定資産税評価額に宅地係数を乗じた金額、建物は、①固定資産税評価に構造や築年数に応じ経年減価を考慮した一定の建物係数を乗じた金額、②国土交通省の統計に基づく新築当時の平均新築単価に床面積を乗じた金額、③個別評価のいずれかを選択するものとなっている。

しかし、固定資産税に 1.43 倍を乗じるというのは極めて低額であるうえ、このような賠償額で、他地域での新規住宅の購入をすることは著しく困難であって、このような基準では被害者の生活規範を回復することはできず、補償として著しく不十分である。また、田畑山林等、宅地以外の土地に関する補償基準も定められていないなど、多くの問題を抱えている。²⁵

また、こうした独自の賠償基準を前提として、東京電力が個々の事案で解決水準も被害者の希望とはかけ離れたものとなっていることが、HRN の様々な聴き取り調査からも判明している。²⁶

²⁴ http://www.tepco.co.jp/cc/press/2012/1206810_1834.html

²⁵ 日本弁護士連合会 2012 年 8 月 10 日付会長声明

http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2012/120810_4.html

²⁶ HRN の調査。2012 年 11 月 23 日、「福島原発事故による被害の救済を目指す弁護団（埼玉）」のほか、福島県いわき市の弁護士、神奈川県弁護士等より事情を聴取、東京で原発賠償に関わる弁護士からも聴き取りを別途行った。

勸告

以上を踏まえ、HRN は、政府、関連省庁、東京電力に対し、以下のとおり勸告する。

1 長期生活拠点の速やかな具体化

・政府は、長期避難者に対する「仮の町」等の中長期的な生活再建の場所を一刻も早く具体化し、避難者に当面无償で提供すること。

災害弱者である高齢避難者の方々に対し、食・住環境が極めて厳しい避難所環境を長期化することは極めて問題があり、これ以上先の見えない避難生活を強いることは許されない。

双葉町民等、長期避難者が、健康で文化的な最低限度の生活を営むことができる長期的な生活再建拠点を早急に具体化し、当面避難者に無償で提供すべきである。

・中長期的な生活再建拠点の具体化においては、住民を意思決定過程に参加させ、住民の意向を十分に反映させること

中長期的な生活再建拠点の具体化は、コミュニティの再生に関わるものであり、長期にわたる移住に関する計画であるから、その意思決定過程に住民の参加の機会を十分に確保すべきである。

また、年間追加線量 1mSv 以下のところに居住したい、家族とともに居住したい、従前の環境(一戸建て)を回復したい、コミュニティを維持したい等、避難者の希望を十分に聴取したうえで、これに沿う計画を早急に策定・実施すべきである。

住民の意向によっては、福島県内に限定せず、できる限り希望に応じた対応を行うべきである。²⁷

2 国際基準・チェルノブイリ基準に基づく住民保護

政府は、国際基準・チェルノブイリ事故の先例に依拠して、自然放射線を除き年間 1mSv を越える地域について、人々の健康の権利等を保護するためのすべての措置をとること。すなわち、

- ・自然放射線を除く年間被ばく量が 1mSv を超える地域の住民に発生した損害に対し補償措置を行い、避難により生活基盤を奪われた人々に対し、包括的な生活再建を保障すること
- ・自然放射線を除く年間被ばく量が 1mSv を超える地域について、放射線汚染の恒常的モニタリングと住民への開示、一刻も早い除染による以前の状態への回復、放射線防護、食糧供給、内部被ばくを含む長期的な健康影響調査・医療保障などの措置を講じ、人々を放射線被害から守ること
- ・汚染の実態に即した避難地域の再検討を行うこと
- ・自然放射線を除く年間被ばく量が 1mSv 以下に低減されるまで、住民は帰還を強制されず、避難に基づく支援・賠償を継続して受けるようにすること

²⁷復興庁は平成 25 年度予算概算決定概要に「長期避難者生活拠点形成交付金」503 億円が計上されている。

以上は、いずれも、HRN が、2011 年 8 月に公表した「【意見書】福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康・環境・生活破壊に対して、国と東京電力がとるべき措置に関する意見書」²⁸で主張したことであるが、そのほとんどが実現せず、被害者が十分な支援・補償を受けず、長期的な生活再建の道も示されないまま放置されている。

政府は、未だに、年間被ばく量 20 ミリシーベルトを避難の基準として用い、これを下回ると判断した地域については、順次避難地域の指定を解除しており、東京電力は指定解除となった地域の避難者の精神的賠償支払いを打ち切っている。

また、年間被ばく量 20 ミリシーベルトを下回ると判断した地域については、政府による避難や移住の支援は行われておらず、東京電力はこうした地域住民について、極めて僅少の賠償金支払いを除き、避難に伴う経済的損失に関する完全賠償を全く行わない。

2012 年 6 月に成立した「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」は個々人の選択に基づき政府が避難・帰還等の包括的施策を行うとされているが、基本計画すら決定されず、同法は全く実施されていない。

同法が成立したことをもって日本版チェルノブイリ法が制定され政策が実施されているとは到底評価することはできない。

せめてチェルノブイリ事故並の住民保護を早急に具体化し、年間追加線量 1mSv を超えるすべての地域について、避難・移住の支援を行うべきである。

そして、年間追加線量 1mSv を下回らない限り元のコミュニティに戻らない、とする住民意向がある場合、直接・間接的に帰還を強制することは許されず、この意向を尊重した長期的生活拠点支援・避難支援を行うべきである。

3 放射性物質中間貯蔵施設に関して

- ・放射性物質中間貯蔵施設の決定プロセスに透明性を確保し、住民の意向を反映できるプロセスとすること。
- ・また、関連法規に基づく、環境アセスメントを行うこと。
- ・またそれが行われるまで工事を中断すること。

調査の結果、放射性物質中間貯蔵施設の決定プロセスは不透明であり、受け入れ先候補地自治体の住民の参加・住民意向の反映がなされておらず、関連法規に基づく環境アセスメントも進んでいないことが判明している。

このような状況下で、一方的に環境汚染・健康影響をもたらしかねない施設の設置を強行することは許されず、適切なプロセスを踏むことが求められる。

²⁸ <http://hrn.or.jp/activity/project/cat11/shinsai-pj/fukushima/post-111/>

4 損害賠償・補償について

・ 東京電力は、賠償に関する独自の基準を抜本的に見直し、避難を余儀なくされている人々の経済的損失の完全な賠償を行い、迅速な被害回復を進めること

・ 政府は、完全な被害賠償を促進するとともに包括的な補償措置をとること

東京電力に対する賠償請求の解決が長引く中、被害者は生活再建をすることができないまま、生活に著しく困窮し、先の見えない生活を送っている。

東京電力の提示した、賠償基準は、到底被害者にとって満足ができ、生活再建を行うに足る相当な補償とは認められない。ところが、「兵糧攻め」に会う状況を打開するため、被害者の中には、低額な条件で解決をする者も少なくない由々しきしき事態である。

東京電力は、加害企業としての法的・社会的責任に鑑み、賠償基準を抜本的に見直し、避難を余儀なくされている人の被った損害の完全な賠償を行うべきである。

さらに、政府には、被害を被った人々に対する包括的な社会的支援策を実施することが求められている。

チェルノブイリ事故後、ロシアでは、年間被ばく量が1mSvを超える地域に住む市民で、避難・移住をした者には、賠償金のほか、家屋や処分された家畜などの損失財産の補償や、移住後にあたっての一時金の交付、転居費用の供与、優先的な就職あっせん、就業援助、所得補償措置などの社会的援助を受ける権利を与えた。ウクライナでは、避難者、避難の権利に基づき移住した人々は、住居その他の施設、穀物、果実用樹その他の生産手段等の財産上の損失に対して損害賠償を請求でき、サナトリウムや転地治療所での無償治療、毎年の健康検査、医薬品の無償提供、療養地での治療費用の提供、生活再建のための家等の資源の提供、水道光熱費の一部カット、優先的な教育施設への入学許可、年金支給年齢を早める特別措置や年金加算金の支払いなどの社会的援助が与えられた。ベラルーシでは、原発事故により被害を受けた住民を保護するために、早期年金、年金の増額などの、様々な社会的保護及び生活再建のためのシステムが構築された。

今回の原発事故により、生活基盤すべてを奪われた人々の被害を真に回復するために、政府は、日本国憲法、国際条約やチェルノブイリ事故の先例等に基づき、総合的な補償・社会的支援策を立案・実施すべきである。²⁹

以上、東日本大震災から約2年が経過しようとしているが、最も深刻な被害を受けた災害弱者に対し、必要な支援策や賠償・補償が実現せず、人々は深刻な苦境にある。

本件報告書は埼玉県旧騎西高等学校における避難者および旧双葉町町長への聞き取り調査により、現在の状況及び避難生活における問題点を公表し、こうした深刻な人権状況におかれた避難者・被害者の状況を一刻も早く改善するため、政府及び東京電力に対して迅速かつ適切な解決を求めるものである。

以上

²⁹ HRN2011年8月17日付意見書 <http://hrn.or.jp/activity/20110817houshasenn.pdf>